

松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領

平成 17 年 1 月 1 日
松阪市告示第 150 号

(目的)

第 1 条 この要領は、建設工事等の適正な施工を確保するため、有資格業者の指名及び入札参加資格停止（以下「指名停止」という。）について必要な措置を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。

(2) 有資格業者

松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 5 条の規定に基づき一般競争有資格者名簿（以下この条及び次条において「有資格者名簿」という。）に登録された建設業者、測量、設計監理、地質調査、コンサルタント業者等をいう。

(3) 市発注工事

松阪市及び松阪市上下水道部が発注する建設工事等をいう。

(4) 一般工事

三重県内で施工される市発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

(5) 役員等

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあつては、その者及び支配人をいう。

(6) 使用人

役員等以外の職員をいう。

(7) 指名停止

有資格業者が、別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定めて市発注工事の指名の対象外とする措置をいう。

(8) 市長等

市長及び松阪市上下水道事業管理者をいう。

(9) 公共機関等の職員

刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員及び特別法上公務員とみなされる者並びに職務の公共性から、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人をいう。

(10) 下請負人

建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

(11) 短期

別表各号に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(12) 長期

別表各号に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(指名停止の決定機関)

第3条 市発注工事の施工（業務委託の履行を含む。以下同じ。）に係る指名停止の決定は、松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り、市長等が決定する。

2 前項の審査会に代えて、市発注工事以外の工事に係る停止事件については、事務局の起案により行うことができるものとする。

(指名停止)

第4条 市長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、状況に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止の期間は、3年を越えることはできない。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、市発注工事の契約を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者等が市発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

4 一般競争入札を行うに際し、第1項の規定により指名停止を行ったときは、市長等は当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員と

する共同企業体を参加させてはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体の入札参加申請を受理している場合には、受理を取り消し、当該有資格業者に取消しの通知をしなければならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 市長等は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の起因となる事由について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の各構成員(明らかに当該指名停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。なお、本項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したことにより行うものではないので、第6条第2項に基づく加重措置の対象としない。

(指名停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期(別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間)の2倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。なお、下請負人又は共同企業体の構成員について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長等は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 市長等は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 市長等は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項、第7条及び別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長等は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 指名停止の期間を算定するにあたり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7条 部長等は、第4条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。なお、前条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、同項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- （1）市発注工事の入札において有資格業者が、松阪市談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき
- （2）別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- （3）別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7

項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合を除く。）

(5) 市職員又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

（事案の報告等）

第8条 市発注工事を発注する担当課長は、所掌する市発注工事について指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要が認められるときは、別紙第1号様式に意見を付して審査会の会長に報告するものとする。

2 審査会の会長は、前項の報告があったときは、速やかに審査会の審議に付するものとする。

（指名停止の通知）

第9条 市長等は、指名停止の措置（指名停止期間の変更及び指名停止の解除を含む。）を決定したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、別紙第2号様式から第4号様式までにより通知するものとする。

（指名停止の期間の始期）

第10条 指名停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

2 指名停止の期間中の有資格業者について、別件として再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止を決定した日とし、再度通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

（災害時等の相手方の決定の特例）

第12条 市発注工事を随意契約により発注しようとする場合において当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ市長等の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、指名停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で、他の業者に施工させ難いと認められるとき

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地

方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき

(下請負等の禁止)

第13条 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

2 有資格業者が、指名停止の決定の日又は指名停止の期間中に有資格者名簿から抹消された場合は、当該指名停止の期間の満了する日までは市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

(指名停止業者が合併等をした場合の指名停止の効果)

第14条 指名停止期間中の有資格業者の業務が合併営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、指名停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第15条 市長等は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、第5号様式による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第16条 製造の請負、物品購入及び第2条第1号以外の業務委託等については、この要領を準用する。

(指名停止の公表)

第17条 市長等は、第4条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月18日告示193-2号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示126号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月28日告示300号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示63号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日に指名停止の終期が到来していない者について、当該指名停止を決定した時点に遡りこの告示を適用した場合に指名停止の期間が短縮される者については、この告示の施行の日に指名停止の期間を変更する、又は解除することとする。
- 3 この告示の施行の日までに指名停止の決定をしていない者については、この告示を適用することとする。

別表

第1 三重県内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 市発注工事の競争入札にかかる、申請書、届出書、資格確認資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2. 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 竣工検査の成績において、3年間に請負工事成績評定要綱（平成17年1月1日制定。以下「要綱」という。）第4条に規定するE評定の工事を2回行ったとき。</p> <p>(2) 竣工検査の成績において、3年間に要綱第4条に規定するE評定の工事を1回とD評定の工事を2回行ったとき。</p> <p>(3) 竣工検査の成績において、3年間に要綱第4条に規定するD評定の工事を3回行ったとき。</p> <p>(4) 竣工検査の成績において、3年間に要綱第4条に規定するE評定の工事を1回行ったとき。</p> <p>(5) 竣工検査の成績において、3年間に要綱第4条に規定するD評定の工事を2回行ったとき。</p> <p>(6) 竣工検査の成績において、3年間に要綱第4条に規定する標準点（60点）未満の評価を2回行ったとき。</p> <p>3. 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>6か月</p> <p>2か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>1か月以上6か月以内</p>

<p>(契約違反等)</p> <p>4. 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5. 市発注工事を落札した者が、正当な理由なしに請負契約を締結しなかったとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>7. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>8. 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>9. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上4か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>

【備考】

- 1 一般工事における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断基準（第3号）
一般工事における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 2 事故に基づく措置の判断基準（第6号から第9号まで）
公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止は行わない。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

3 市発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第6号及び第8号）

市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断基準（第7号及び第9号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

第2 不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p>	<p>4か月以上24か月以内</p> <p>3か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2. 公共工事に関し、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合</p> <p>(2) (1)以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合</p>	<p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3. 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4. 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方</p>	

<p>として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における建設業法違反の場合</p> <p>(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合</p>	<p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>6. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7. 次の(1)から(6)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の(7)から(11)のいずれかに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者の役員等が、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴排要綱」という。)第2条第9号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第8号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は</p>	<p>次の(1)から(6)の措置期間については、指名停止の期間の始期から当該の期間を経過し、契約の相手方として適當と認められる状態となるまで。</p> <p>24か月</p> <p>12か月</p> <p>9か月</p>

<p>暴力団関係者若しくは暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	
<p>(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	6 か月
<p>(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	3 か月
<p>(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	6 か月
<p>(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。</p>	1 か月以上12 か月以内
<p>(8) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。</p>	3 か月以上6 か月以内
<p>(9) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱第2条第6号に規定する資材販売業者等（以下資材販売業者等という。）又はその役員等が暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と認められると知りながらその者から資材を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。</p>	3 か月以上6 か月以内
<p>(10) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、市長等が、暴排要</p>	3 か月以上6 か月以内

<p>綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。</p> <p>(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。</p>	<p>1か月</p>
---	------------

【備考】

- 1 「業務」について（第2号、第5号及び第7号）
「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。
- 2 独占禁止法違反行為（第2号）
 - (1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行う。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき
 - (2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。
- 3 建設業法違反行為（第4号）
建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。
 - ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場

合

イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事に関して、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号(7)）

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

第1号様式

第 年 月 日 号	
(あて先) 入札及び契約審査会長 課(室)長 建設工事等事故発生報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣 特定 一般
	知事 特定 一般
	第 号
営業所所在地	
関係工事名	
工事箇所	
発生年月日	
発生場所	
(内容)	

第2号様式

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

松阪市長

指名(入札参加資格)停止通知書

このことについて、下記のとおり工事等の競争契約に係る指名(入札参加資格)停止が決定したので通知する。

なお、今後は再度かかる事態が生ずることがないように十分注意されたい。
また、今後の改善措置について報告すること。

記

1. 指名(入札参加資格)停止期間

2. 事実概要

3. 指名(入札参加資格)停止措置理由

(注) 1. には、その期間の始期及び終期の年月日を記入するものとする。
3. には、指名停止事由を簡明に記入するものとする。

第3号様式

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

松阪市長

指名(入札参加資格)停止期間変更通知書

年 月 日付 第 号をもって、下記の競争契約に係る指名(入札参加資格)停止を通知したところであるが、このたび下記のとおり当該指名(入札参加資格)停止の期間変更が決定したので通知する。

記

1. 変更の理由
2. 従前の指名(入札参加資格)停止の期間
3. 変更後の指名(入札参加資格)停止の期間
4. 変更決定年月日

第4号様式

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

松阪市長

指名(入札参加資格)停止解除通知書

年 月 日付 第 号をもって、下記の競争契約に係る指名(入札参加資格)停止を通知したところであるが、このたび当該指名(入札参加資格)停止を下記のとおり解除したので通知する。

記

1. 解除の理由

2. 解除年月日

第5号様式

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

松阪市長

指名(入札参加資格)停止措置要件に該当する疑いのある事実に対する警告(注意)書

年 月 日に(指名停止の措置要件に該当する疑いがある事実を簡明に記載)が発生したところでありますが、今後は再度かかる事態が生ずることがないように十分注意するよう警告(注意)します。

なお、当該指名(入札参加資格)停止措置要件に該当する疑いのある事実に対し、具体的な改善の措置等講じて(た場合には、)報告して下さい。

記

指名(入札参加資格)停止措置要件に該当する疑いのある事実